

(その1)



(ふりがな)

# 収 支 報 告 書

令和 3 年分  
(令和 年 月 日開催分)

1 政治団体の名称

しがけんじどうしゃせいびせいじれんめい  
滋賀県自動車整備政治連盟

2 主たる事務所の所在地

守山市木浜町2298番地の1

3 代表者の氏名

会長 後藤 敬一

4 会計責任者の氏名

日花 利幸

事務担当者の氏名

(電話)

(電話)

(電話)

## 政治団体の区分

- 政 党
- 政 党 の 支 部
- 政 治 資 金 団 体
- 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- その他の政治団体
- その他の政治団体の支部

## 活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等
- 同一の都道府県の区域内

## 資金管理団体の指定の有無

- 有
- 無
- 公職の種類 \_\_\_\_\_
- 資金管理団体の届出をした者の氏名 \_\_\_\_\_

## 国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
- 公職の候補者の氏名 \_\_\_\_\_
- 公職の種類 \_\_\_\_\_

## 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで

## 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで

10

(その2)

# 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
収入総額		161	760	5
(前年からの繰越額)		127	859	4
(本年の収入額)		33	901	1
支出総額		40	220	0
翌年への繰越額		12	154	0

## 2 収入項目別金額の内訳

### (1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	十億	百万	千	円
員 数				

### (2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個人からの寄附 (うち特定寄附)		29	000	000	
(イ) 法人その他の団体からの寄附					
(ウ) 政治団体からの寄附		49	000	000	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)		33	900	000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)					
イ 政党匿名寄附					
合 計 (ア+イ)		33	900	000	



(その7)

(7) 寄附の内訳					寄附者の分 区 分	個人	住所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつては、 代表者の氏名)	備考
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額				年月日				
	十億	百万	千	円					
この頁の小計									
その他の寄附			2900000						
合計			2900000						

(その7)

(7) 寄附の内訳						寄附者の分	政治団体		
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額					年月日	住所(団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつて は、代表者の氏名)	備考
	十億	百万	千	円					
この頁の小計									
その他の寄附									
合計									

49000  
49000

(その13)

### 3 支出項目別金額の内訳

項 目		金 額				備 考
		十億	百万	千	円	
1 経 常 経 費						
(1) 人 件 費						
(2) 光 熱 水 費						
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費						
(4) 事 務 所 費						
小 計					0	
2 政 治 活 動 費						
(1) 組 織 活 動 費				4 1 3 2 0		
(2) 選 挙 関 係 費						
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費						
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費						
イ 宣 伝 事 業 費						
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費						
エ そ の 他 の 事 業 費						
(4) 調 査 研 究 費						
(5) 寄 附 ・ 交 付 金				3 6 0 8 8 0		
(6) そ の 他 の 経 費						
小 計				4 0 2 2 0 0		
合 計				4 0 2 2 0 0		

※当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を「備考」欄に併せて記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 <u>組織活動費</u> ( <u>組織対策費</u> )			
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計								
その他の支出								
合計								

41320  
41320

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 寄附・交付金 (負担金)				
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	百	十	千	百	十	百	円				
負担金			3	6	0	0	0	0	0	0	2.4.14	日本自転車整備政治連盟	東京都港区大本木六丁目10-1 森97-17階	
この頁の小計			3	6	0	0	0	0	0	0				
その他の支出								8	8	0				
合計			3	6	0			8	8	0				



(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）


この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 1 月 18 日

政治団体の名称

滋賀県自動車整備政治連盟

会計責任者の氏名

日 花 利 幸 

（解散年のみ記入）

代表者の氏名

（備考）

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面および本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名または記名押印による場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者および会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示または提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面および本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、代表者および会計責任者本人の署名または記名押印による場合は、この限りでない。